

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 指名停止期間

令和 7年 4月 5日から令和 7年 5月19日まで(1. 5箇月)

3. 事実概要

新明和工業は、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 指名停止理由

上記事実概要に起因し、北斗市競争入札参加資格者指名停止基準運用方針第20条第1項第3号(排除措置命令)に該当するため。

なお、北斗市競争入札参加資格者指名停止基準運用方針第20条第2項に該当することから、指名停止の期間は通常の間期の2分の1の間期とする。